

## 1. はじめに（計画策定にあたって）

### 1. 1 業務概要

「新図書館及び地域開放型学校図書館等運営計画検討業務」として、平成 30 年 5 月～9 月までに、3 つの運営計画の案と、これらの運営計画に付随する図書館システム要件を検討しました。中野区より未来創造プロジェクトが本業務委託を受託し実施し、本報告書をまとめました。

#### ① 新図書館運営計画（2021 年開設）

ビジネス支援と子育て支援に特色を持つ課題解決支援型図書館として、2021 年度、中野坂上の中野東中学校（第三中・第十中統合新校）等複合施設に新設されます。この運営計画案を検討しました。

#### ② 地域開放型学校図書館運営計画（2020 年より順次整備）

2020 年度より順次中野区の小学校に開設されます。この運営計画案を検討しました。

#### ③ 学校図書館運営計画（2020 年開始）

学校図書館システム導入（2020 年度より）等による学校図書館の充実が計画されています。この運営計画案を検討しました。

#### ④ 運営計画に付随する図書館システムの要件

新図書館開設に伴うシステム導入、地域開放型学校図書館開設に伴うシステム導入、及び区内小中学校に設置されている学校図書館へのシステム導入が計画されています。①②③の運営計画に付随する図書館システムの要件について報告します。

上記の検討業務として、地域に必要とされる図書館の計画とすべく、計画内容検討とその内容の実証に必要となる調査として、現状調査、先行事例調査、住民意向調査を実施しました。また、学識経験者（公共図書館・ビジネス支援・学校図書館の専門家）による検討委員会を全 4 回開催し、適宜、計画内容や検討手法に関する意見聴取を行いました。

### 1. 2 計画策定の目的

2021 年度のビジネス支援・子育て支援に重点を置く新図書館の開設（中野坂上）、2020 年度からの地域開放型学校図書館の開設（区立小学校）及び学校図書館システム導入や運営形態の再検討による学校図書館の機能充実（区立小・中学校）に向けて、区民の読書・情報活用環境の向上や子どもたちの読書・情報活用活動の着実な進展を図るため、従来の図書館の枠を超えた発想を採り入れつつ、効果を持続的に発揮してゆける運営を念頭に、各図書館施設の運営計画案を検討しました。

### 1. 3 計画の位置づけ

本運営計画案は、中野区が作成した『図書館の新しいあり方』（平成21年10月）<sup>1)</sup>、『新しい中野をつくる10か年計画（第3次）』（平成28年4月）<sup>2)</sup>、『第三中学校・第十中学校統合新校、(仮称)総合子どもセンター・図書館等複合施設整備基本構想・基本計画』（平成28年9月）<sup>3)</sup>、『中野区教育ビジョン（第3次）』（平成29年5月）<sup>4)</sup>、『中野区子ども読書活動推進計画（第3次）』（平成29年5月）<sup>5)</sup>、『第三中学校・第十中学校統合新校等複合施設整備基本設計』（平成29年9月）<sup>6)</sup>等を踏まえ、策定するものです。今後の新図書館、地域開放型学校図書館、学校図書館の運営のための基本的な方向性となります。図書館運営の基本となる『図書館法』<sup>7)</sup>、『学校図書館法』<sup>8)</sup>をはじめ、関連の各種基準等は、これを策定するうえでの前提となっています。

### 1. 4 計画内容の方向性

中野区立図書館では、『図書館の新しいあり方』（平成21年10月）<sup>1)</sup>にて示された、課題解決支援型図書館とネットワーク型図書館を目指し、既存の全8館の個性づくり（各館での特徴ある蔵書充実や利用者支援パスファインダー作成等）やサービスポイント増加（駅前への返却ポスト設置等）に取り組んできました。また、指定管理者制度による民間のノウハウ活用をし、開館日・開館時間の拡大をはじめ、電子図書閲覧サービス「なかの いーぶっく すぽっと」や『中野区史』、『中野区民生活史』、『堀江家文書』、『山崎家文書』、『中野区政の歩み』、『中野区報』、『中野区史料館資料叢書』、『中野の名所』、『中野の文化財』等のデジタルアーカイブを展開するなど、情報通信技術の進展や読書スタイルの変化に対応した新しいサービスも着実に進められています。

情報技術の革新に伴い、社会はなお急速に変化を続けています。この変化していく社会において、区民が自らの生活をさらに豊かにしていくには、この大きな変化を受けとめ対応してゆくことが必要です。区立図書館は、区民の抱える様々な学習課題を解決し、生活（ワークとライフ）の質を向上させるための施設であり、日々、人々を支援することはその役割であります。

そこで、「中野の人々のワークとライフを支援し、地域のウェルビーイング（個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること）を確保する」という視点に立ち、現状（住民意向含む）や立地等の条件を踏まえつつ、社会の変化に対応した、中野坂上の新図書館、全区立小学校に順次開設される地域開放型学校図書館、及び区立小中学校の学校図書館の運営計画案を検討しました。

## (1) 新図書館運営計画の方向性

### ① コンセプト

中野東中学校等複合施設内に整備される新図書館（最寄駅 中野坂上駅）は、中野区立図書館の地域図書館として当該建物の7階～9階に整備されます<sup>6)</sup>。

基本コンセプト（区民の学びと自立を支える課題解決支援型の機能を明確にして、地域文化を創造・発信していく「知の拠点」<sup>3)</sup>）のもと、「課題解決支援型図書館」<sup>9)</sup>として機能するよう運営することが求められています。『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』

（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）では、図書館は地域の課題に対応したサービスを行うものとされており、その基準を満たすものといえます。資料の貸出等の図書館の基本的機能も、該当基準に基づくものであることが必要です<sup>10)</sup>。図書館システムを整備し、中野区立図書館のネットワーク全体で連携し、資料提供やレファレンスサービスなどを行うことで、利用者への様々な課題解決支援をすることが求められます。

### ② 中野坂上の現状

中野坂上駅（東京メトロ丸ノ内線／都営大江戸線）は、乗降客数が乗車 36,874 人、降車 36,240 人（平成 24 年度現在、『平成 30 年（2018 年）中野区統計書』より）と、JR 東日本（東日本旅客鉄道株式会社）の駅（中野駅や東中野駅）よりは少ないものの、区内の地下鉄駅では最も多くなっています<sup>11)</sup>。また、周辺にハーモニースクエアや中野坂上サンブライトビルなどの高層ビルを中心に、オフィス、店舗、住居などが集積し人々が過ごす、区民の生活の要所となっています<sup>12)</sup>。

新図書館の建設予定地が、在住・在勤、通勤・通学、買物をする人等、様々な区民の仕事とくらしの生活動線におけるフォーカルポイント（注視点）に位置することから、中野区の課題に対応したサービスとしてビジネス支援、子育て支援に重点を置く図書館を設置することは、この施策が効果的なものになると考えられます。また、中野東中学校等複合施設には、新図書館と、中学校、教育センター、（仮称）総合子どもセンターが複合併設され<sup>6)</sup>、新図書館では、子育てとともに教育の支援、中高生向けのサービスにも重点を置くことが望ましいと考えられます。住民意向や、中部すこやか福祉センターなどの、関連の既存子育て支援施設の状況などを調査のうえ、図書館が将来にわたって支援すべき事項の設定を確かなものとし、新図書館機能を定義し、運営計画案を検討する必要があります。

### ③ 図書館機能の方向性

急速に変わりゆく社会ではそれに対応する、区民の継続的な学びの場が必要です<sup>13)</sup>。そのため、様々な学習環境の整備や学習機会の増進を図り、諸与件を踏まえ、ビジネス支援及び子育て支援に重点を置いた図書館として、人々の課題解決に取り組み、コミュニティにおける人々の協働（社会的学習）を促進することが求められます<sup>14)</sup>。

このように図書館機能を充実させるには、従来の国内の図書館の枠を超えて、デジタル制作機器（3Dプリンタなど）による創造等の体験ができる設備（モノ）や<sup>15)</sup>、交流のためのプログラム（コトの体験）など、積極的に人々がともに学ぶための仕掛けが必要となります<sup>14)</sup>。ビジネス支援や子育て支援等の利用のため想定されている、新図書館の3フロア構成の特色（コワーキングスペースや子育て支援コーナー、ティーンズルームの設置など）を活かしつつ、学習体験を通じた確かな知識・技術の習得や交流・協働を促す図書館として機能するよう求められます。もちろん、『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』を基本に<sup>10)</sup> 公共図書館のサービス基準を満たした運営を行わなければなりません。

新図書館が「課題解決支援型図書館」として機能するには、課題解決等のための専門的機能の確保が求められます。このため、既存の中野区立図書館と同様に<sup>16)</sup> 民間ノウハウの活用を導入するなどの方策が必要です。また、区民の主体的な、図書館の活動への参加も望ましいと考えられます<sup>14)</sup>。

## **(2) 地域開放型学校図書館運営計画の方向性**

### **① コンセプト**

区立小学校に開設される地域開放型学校図書館は、既存の学校図書館に、一般区民が利用できるエリアを併設することを原則として、整備されます。これは学校図書館と公立図書館の施設の一体的整備といえます<sup>17)</sup>。

地域開放型学校図書館は、区民が身近に利用しやすい読書環境として、また図書館活動を中核とした、子どもや地域コミュニティを支える、学びの場として機能することを視野に入れた運営が必要です。学校という場としての諸与件も考慮して（安全確保の高い必要性や、広いスペースはとれないことなど）、子育て支援として就学前の親子や児童のための蔵書・サービスに重点を置いた図書館であるとともに、区立図書館として資料検索や予約本受取等の一般区民へのサービスポイント機能の提供が求められるものとして設定し、計画案検討を行います。住民意向や、既存子育て支援施設の状況などを調査のうえ、図書館が将来にわたって行う課題解決支援の設定を確かなものとし、地域開放型学校図書館の機能を定義し、運営計画案を検討します。

### **② 図書館機能の方向性**

子育て支援に重点を置いた図書館として、絵本の所蔵や各種イベント実施が想定されるものと考えられます。また、区立図書館として資料検索や予約本受取等のサービスポイントとして機能するよう運営することが求められます。図書館ボランティア養成講座の実施も望ましいと考えられます。

また、各地域開放型学校図書館のサービス水準の確保や学校との情報共有などのため、各図書館の職員を支援する「学校図書館コーディネーター」の配置が必要と考えられます。

### (3) 学校図書館運営計画の方向性

#### ① コンセプト

区内小中学校に設置されている学校図書館（図書室）です<sup>8)</sup>。

『学習指導要領』の改訂やデジタル化の進展に伴い、学校において児童・生徒の主体的で多様な学びが推進されています<sup>18)</sup>。社会の変化に対応した運営をすべく、ICT環境を整備し、「学校図書館指導員」には、学校図書館サービスを通じて情報提供の面から教育活動を支援することが求められます。学校図書館システム導入とあわせて、学校間の蔵書の相互利用や、区立図書館蔵書の学校図書館での予約・受取を可能とするため、配送の仕組みの整備が必要です。

#### ② 図書館機能の方向性

学校の教育課程の展開に寄与し、児童・生徒の健全な教養を育成することが、学校図書館の目指すところ（『学校図書館法』第2条）<sup>8)</sup>。具体的には現在、「読書センター」、  
「学習センター」、「情報センター」という3つの機能が学校図書館に求められています。また、平成29年の『学習指導要領』の改訂では、アクティブラーニング（主体的・対話的で深い学び）の視点からの授業改善、デジタル化の進展に伴う情報活用能力（プログラミング教育含む）の育成、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることなどが強調されました<sup>18)</sup>。これらを踏まえ、ICT環境を整備し、「学校図書館指導員」には、学校図書館を通じて情報提供の面から教育活動を支援することが今以上に求められます。求められる機能を充足させ、学校図書館の役割を円滑に実現するための、学校図書館の運営計画案を検討します。